

障害者手帳の体裁（大きさ、色、表記）の統一について

障害者福祉推進課

平成27年9月

埼玉県では、平成27年10月から、3種類の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の大きさ、色、表記を下記のとおり統一します。

対象となるのは、10月以降、

①新たに手帳を取得する方

②再認定、再判定、更新が必要な方

③紛失、毀損により再交付が必要な方に対して、埼玉県が交付する手帳です。

現在お持ちの手帳は、そのままご利用いただけますが、新しい体裁の手帳に替えることを希望する場合は、お住まいの市町村の障害福祉担当課にご相談ください。

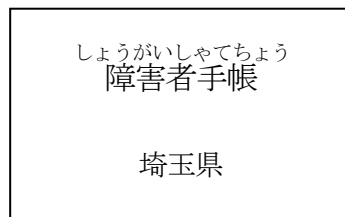
なお、さいたま市が交付する3種類の障害者手帳、川越市及び越谷市が交付する身体障害者手帳については、取扱いが異なりますので各市の障害福祉担当課にご確認ください。

記

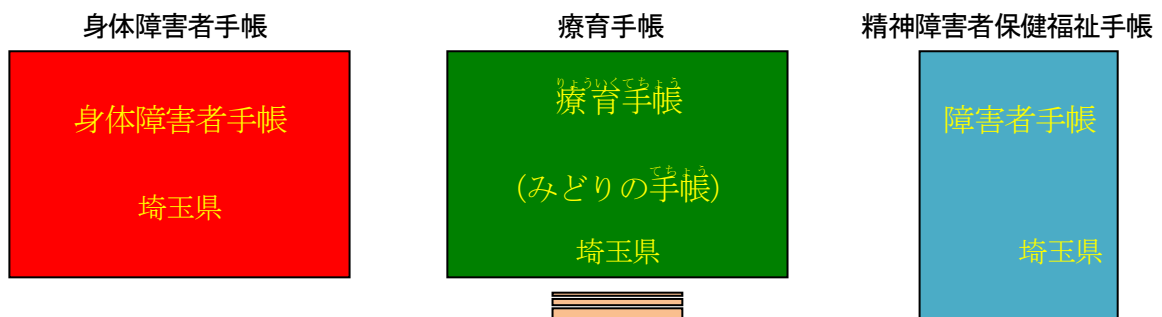
(1) 大きさ 現在の身体障害者手帳の大きさ

(2) 色 紺色（文字は金色）

(3) 表記



【現行】



【10月以降】

